公益財団法人四日市市文化まちづくり財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団(以下「財団」という。) 定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し 必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平 成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平 成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 理事長、常勤役員及び非常勤役員等には職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 定例役員報酬については、別表1の規定によるものとする。
- 3 定例役員報酬は、月ごとに支払うものとし、1年間の報酬額(以下「報酬年額」という。)を12で除した額(以下「報酬月額」という。)を毎月21日に口座振替により支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日を報酬の支給日とする。
- 4 新たに別表1に規定する役員等になった者には、その日から報酬を支給する。年度 途中の場合の報酬額は、日割りによって計算する。
- 5 別表1に規定する役員等が退任した場合は、その日まで報酬を支給する。ただし、 死亡したときは、その月の報酬月額全額を支給する。
- 6 非常勤役員等に対する報酬は、別表2に定める金額を限度とし、評議員会、理事会、 監査の出席等、必要の都度支払うものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員の 身分を有する役員等には支給しない。
- 7 役員等に対して、財団より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合は、講師謝金及び執筆謝金を支給できる。謝金の額は理事会の決議により理事長が別に定め

る。

8 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(費用)

第4条 財団は役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第 1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

定例役員報酬

区 分	金額
理事長	1人あたり報酬年額 600,000円
	(報酬月額50,000円)
監事 (日常業務監査担当)	1人あたり報酬年額 480,000円
	(報酬月額40,000円)

別表2

非常勤役員等報酬

役員等の名称	金額	
評議員	会議出席の都度1回1人あたり	8,200円
理事	会議出席の都度1回1人あたり	8,200円

役員等の名称	金 額		
監事	会議出席の都度1回1人あたり	8,	200円
	決算監査業務1回1人あたり	8,	200円